

## 第1章 総則

### 1 水道の概念

#### 1. 1 目的

本書は、「水道法」、「水道法施行令」、「大阪市水道事業給水条例」、「大阪市水道事業給水条例施行規程」並びに「給水装置の構造、工事材料及び工事費等の算出に関する規定の細目」等に基づき、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的に必要な事項を定めたものである。

#### 1. 2 水道の定義

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第1条に、この法律の目的として、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と定めている。

また、同法では国及び地方公共団体の責務として、第2条第1項で「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」と定めており、一方、国民の責務として、同条第2項で「前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。」と定めている。水道施設はこれらの要件を満足するように計画・設計・施工・管理されている。

以下、水道法第3条に定める用語の定義を関連する省令等と合わせまとめる  
と、次のとおりとなる。

- (1) 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。
- (3) 「簡易水道事業」とは、給水人口5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- (4) 「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- (5) 「水道事業者」とは、水道法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、同法第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- (6) 「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規

模が政令（水道法施行令第1条）で定める次の基準以下である水道を除く。

① 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル

② 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

(7) 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令（水道法施行令第2条）で定める次の基準以下のものを除く。

- ・ 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートル

(8) 「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

(9) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（水道法第3条第9項・条例第3条）

直結する給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。給水装置に直結される水道メータも給水装置に該当する。

ただし、ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれにあたらない。

なお、本市では給水装置と区別するため、受水槽以降の給水管及びこれに直結する給水用具を「給水設備」という。

(10) 「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（水道法第14条第2項第5号）

なお、本市においては貯水槽水道を「簡易専用水道（受水槽の有効容量が $10\text{ m}^3$ をこえるもの）」と「小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が $10\text{ m}^3$ 以下）」に分けている。

(11) 「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令（水道法施行令第3条）で定める次の増設若しくは改造の工事をいう。

① 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

② 沈でん池、濾過地、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(12) 「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。（水道法第3条第11項）

ただし、水道法第16条の2第3項に定める軽微な変更とは、同施行規則第13条で「単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。」と定めており、軽微な変更は給水装置工事には含まない。

(13) 「給水区域」、「給水人口」、及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(14) その他の水道

- ① 「工業用水道」とは、製造業等で使用する工業用水を導管によって供給する施設をいう。（工業用水道事業法第2条）  
工業用水道は一般に塩素消毒をしていない。
- ② 「下水道」とは、生活もしくは事業による廃水または雨水を排除するために設けられる排水管、排水施設、これに接続する処理施設等の総体をいう。（下水道法第2条）

## 2 水質基準

### 2. 1 衛生上の措置

水道に供給される水は、清澄で異臭味なく、しかも衛生的に安全なものを豊富に供給されなければならない。

この際、消毒効果等の確認のために残留塩素が規定されており、水道法第22条の「水道事業者は、厚生労働省の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない」に基づき、同施行規則第17条第3項に、「給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4mg/l）以上保持するよう塩素消毒をすること。

ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5mg/l）以上とする。」と定められている。

### 2. 2 水質基準

水質基準については、水道法第4条に次のとおり定められている。

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、弗素、フェノールその他の有毒物質を含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

大阪市水道局ホームページには、同条第2項の厚生労働省令で定める必要な事項並びにその解説（水質基準について）を掲載している。

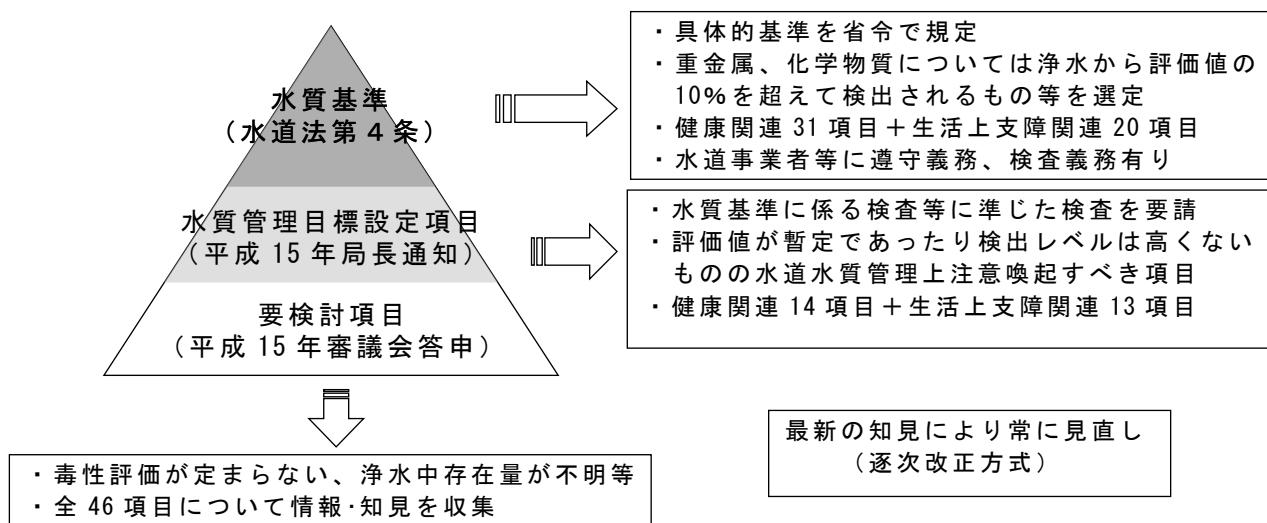


図1-1 水道水質基準体系

### 3 供給規程

水道事業者は、水道法第14条に基づき供給条件について供給規程を定めている。給水区域、給水装置工事を実施する者、給水装置工事に係る手続きと費用負担区分、水道料金、手数料等を定めているが、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する際に、工事を適正に行うための基本として知っておかなければならぬものである。

### 4 用語の統一

本書で用いる用語については、前述の用語を用いるが、次の語句については、以下のとおり読み替えて使用するものとする。

- 「大阪市水道事業給水条例」は、「条例」という。
- 「大阪市水道事業給水条例施行規程」は、「施行規程」という。
- 「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」は、「規定の細目」という。
- 「給水装置関係規定集」は、「関係規定集」という。
- 「給水装置工事設計施行基準」は、「本書」という。
- 「給水装置工事」は、「工事」という。
- 「道路部分の給水装置工事」は、「道路部分工事」という。
- 「宅地内部分の給水装置工事」は、「内部工事」という。
- 「指定給水装置工事事業者」は、「指定工事店」という。
- 「給水装置工事主任技術者」は、「主任技術者」という。
- 「東部水道センター給水装置工事グループ」は、「東部水道センター」という。
- 「みおつくし工業用水コンセッション株式会社」は、「運営権者」という。